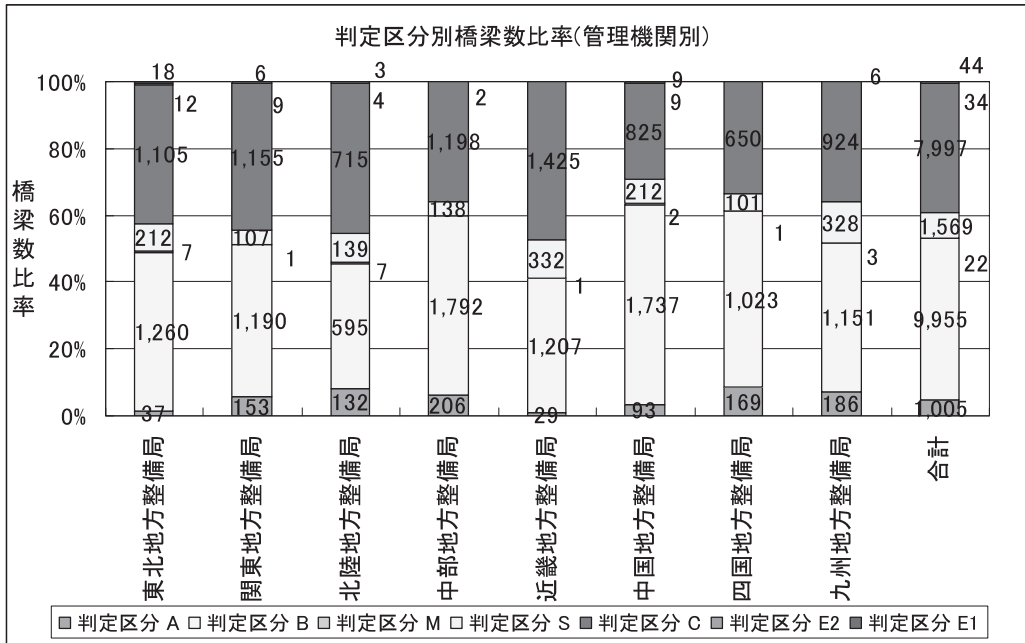


## 2. どのような状態のストックを抱えているか



(1) 橋梁の対策区分の判定区分

① 橋梁の対策区分の判定区分比率（地方整備局別）



出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(管理機関別)

(箇所)

管理機関別	判定区分							
	A	B	M	S	C	E2	E1	合計
東北地方整備局	37	1,260	7	212	1,105	12	18	2,651
関東地方整備局	153	1,190	1	107	1,155	9	6	2,621
北陸地方整備局	132	595	7	139	715	4	3	1,595
中部地方整備局	206	1,792		138	1,198		2	3,336
近畿地方整備局	29	1,207	1	332	1,425			2,994
中国地方整備局	93	1,737	2	212	825	9	9	2,887
四国地方整備局	169	1,023	1	101	650			1,944
九州地方整備局	186	1,151	3	328	924		6	2,598
合計	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626

出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

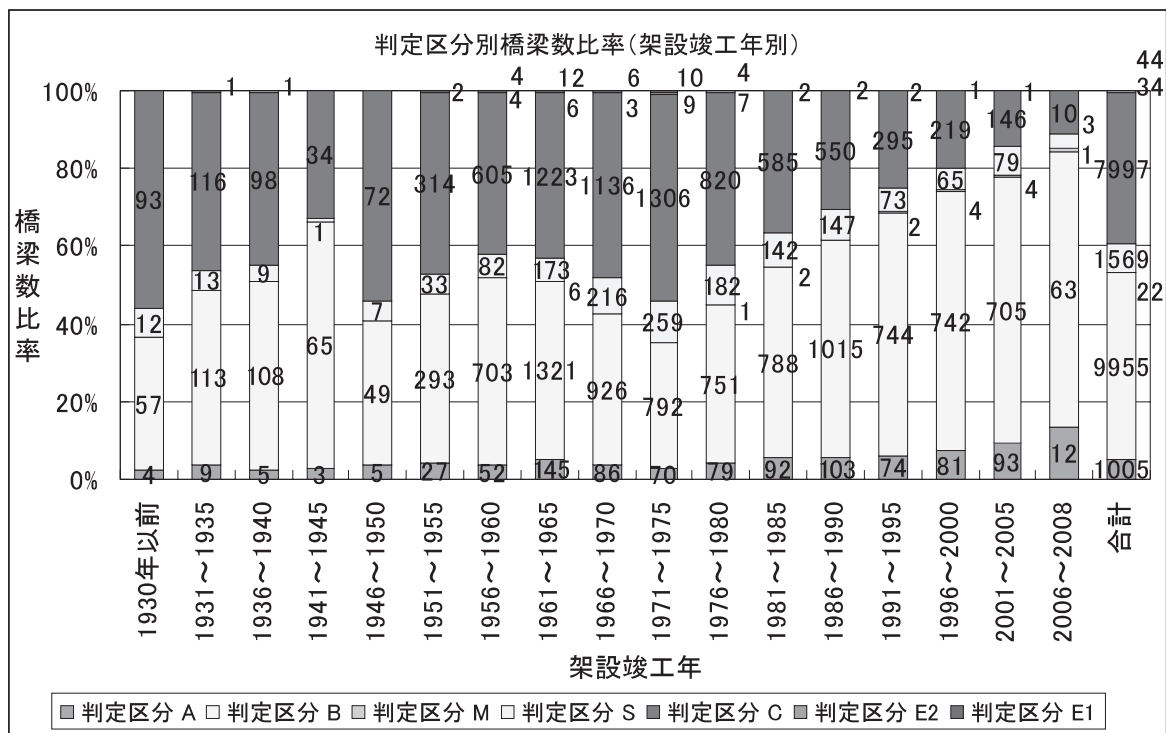
- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

② 橋梁の対策区分の判定区分比率（架設竣工年別）



出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

判定区分別橋梁数比率(架設竣工年別)

(箇所)

架設竣工年	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
1930年以前	4	57		12	93			166
1931～1935	9	113		13	116		1	252
1936～1940	5	108		9	98	1		221
1941～1945	3	65		1	34			103
1946～1950	5	49		7	72			133
1951～1955	27	293		33	314		2	669
1956～1960	52	703		82	605	4	4	1,450
1961～1965	145	1,321	6	173	1,223	6	12	2,886
1966～1970	86	926		216	1,136	3	6	2,373
1971～1975	70	792		259	1,306	9	10	2,446
1976～1980	79	751	1	182	820	7	4	1,844
1981～1985	92	788	2	142	585		2	1,611
1986～1990	103	1,015		147	550		2	1,817
1991～1995	74	744	2	73	295	2		1,190
1996～2000	81	742	4	65	219	1		1,112
2001～2005	93	705	4	79	146	1		1,028
2006～2008	12	63	1	3	10			89
不明	65	720	2	73	375		1	1,236
合計	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626

出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

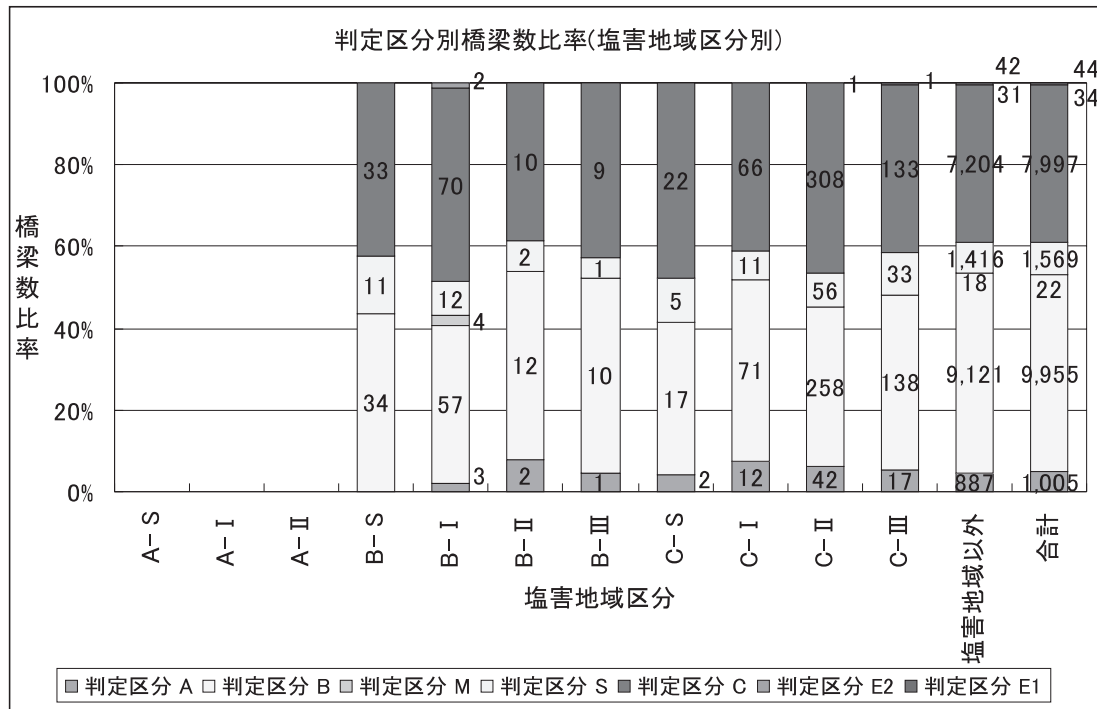
(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

③ 橋梁の対策区分の判定区分比率（塩害地域区分別）



出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計（道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編）より）。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村（下北郡）  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

判定区分別橋梁数比率(塩害地域区分別)

(箇所)

塩害地域区分	判定区分							合計
	A	B	M	S	C	E2	E1	
A-S								0
A-I								0
A-II								0
B-S		34		11	33			78
B-I	3	57	4	12	70	2		148
B-II	2	12		2	10			26
B-III	1	10		1	9			21
C-S	2	17		5	22			46
C-I	12	71		11	66			160
C-II	42	258		56	308	1		665
C-III	17	138		33	133		1	322
塩害地域以外	887	9,121	18	1,416	7,204	31	42	18,719
不明	39	237	0	22	142	0	1	441
合計	1,005	9,955	22	1,569	7,997	34	44	20,626

出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

(注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。

2. 橋梁内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

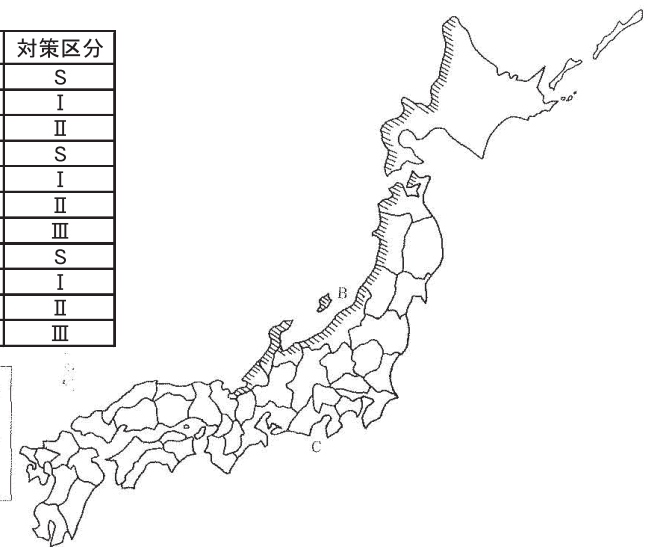
3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

4. 塩害地域区分、塩害対策区分は下表に示す区分で集計(道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋編)より)。

塩害地域区分および塩害対策区分

地域区分	地域	海岸線からの距離	対策区分
A	沖縄県	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		上記以外の範囲	II
B	下表に示す地域	海上部及び海岸線から100mまで	S
		100mをこえて300mまで	I
		300mをこえて500mまで	II
		500mをこえて700mまで	III
C	上記以外の地域	海上部及び海岸線から20mまで	S
		20mをこえて50mまで	I
		50mをこえて100mまで	II
		100mをこえて200mまで	III

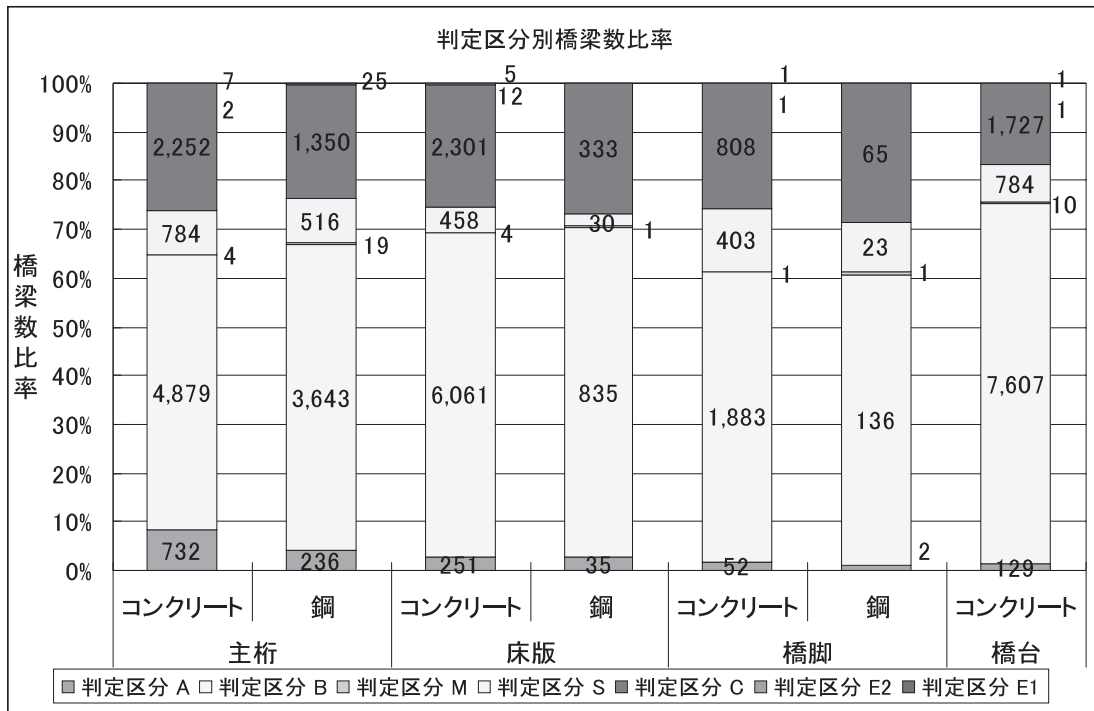
北海道のうち、宗谷支庁の礼文町・利尻富士町・利尻町・稚内市・猿払村・豊富町、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁の松前町  
 青森県のうち、蟹田町、今別町、平館村、三厩村(東津軽郡)、北津軽郡、西津軽郡、大間町、佐井村、鵜野沢村(下北郡)  
 秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県



凡例  
 ● 地域区分 A  
 ○ 地域区分 B  
 ○ 地域区分 C (上記地域を除く)  
 ○ 海岸線付近



④ 橋梁の対策区分の判定区分比率（部材別）



出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長 2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和 63 年 7 月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。  
橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ 1 橋として集計。

対策判定区分別橋梁数比率(部材別)

(箇所)

部位	材料	対策判定区分							合計
		A	B	M	S	C	E2	E1	
主桁	コンクリート	732	4,879	4	784	2,252	2	7	8,660
	鋼	236	3,643	19	516	1,350		25	5,789
床版	コンクリート	251	6,061	4	458	2,301	12	5	9,092
	鋼	35	835	1	30	333			1,234
橋脚	コンクリート	52	1,883	1	403	808	1	1	3,149
	鋼	2	136	1	23	65			227
橋台	コンクリート	129	7,607	10	784	1,727	1	1	10,259

出典：橋梁管理カルテ（H21.4時点）

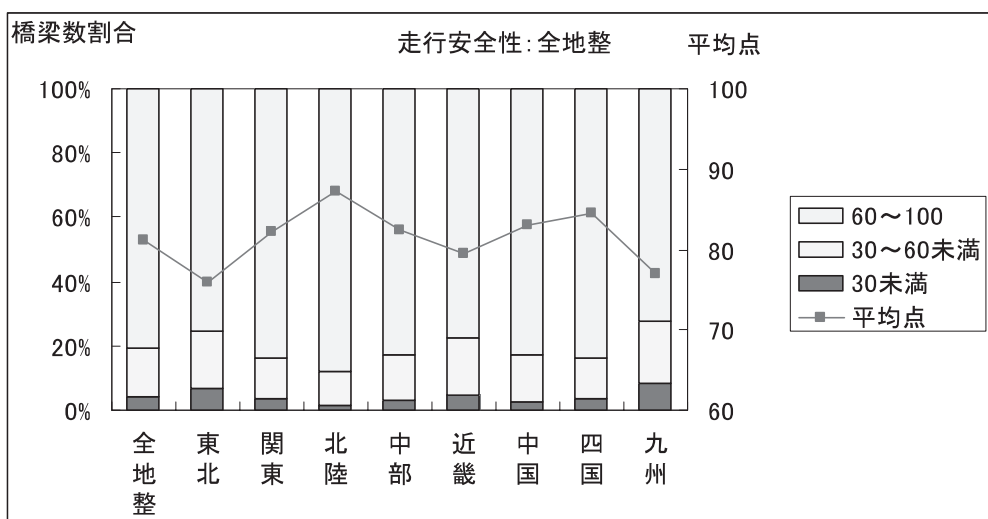
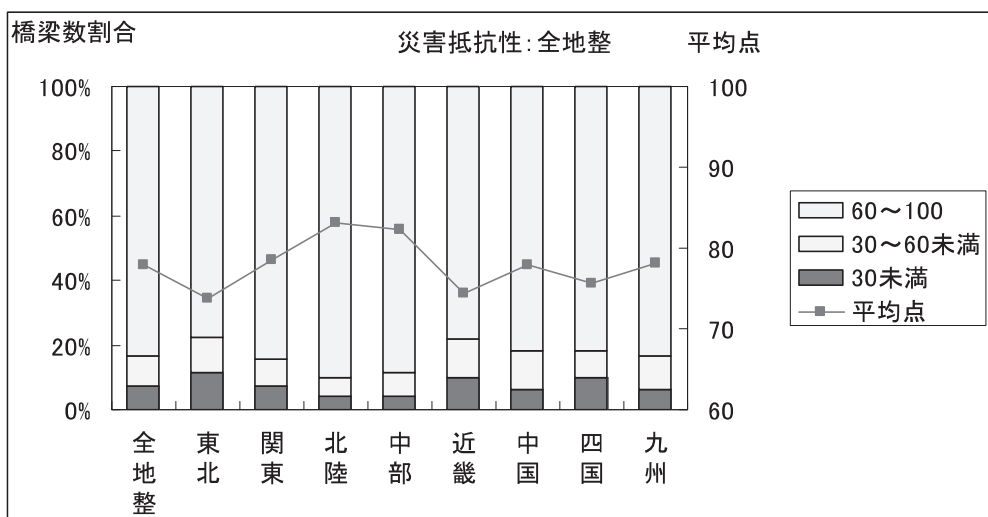
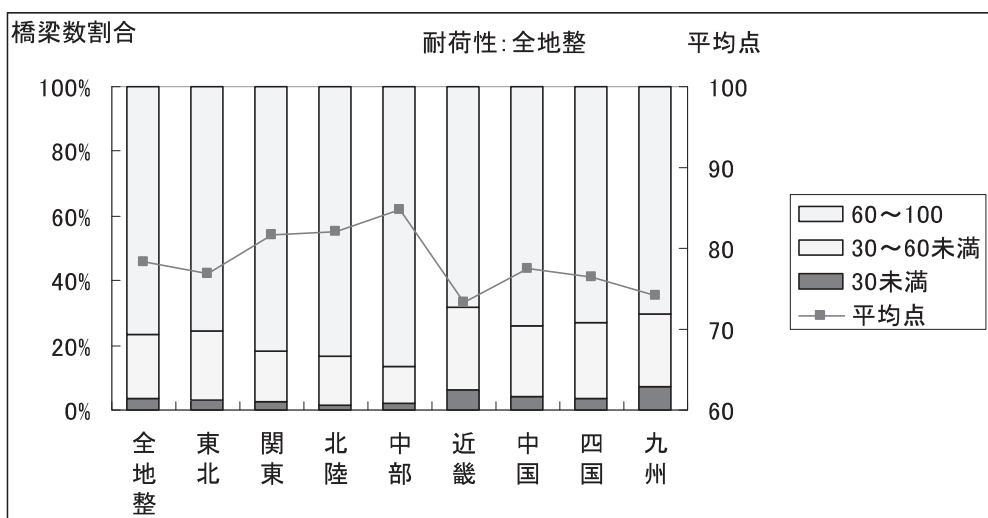
- (注) 1. 北海道開発局、沖縄総合事務局が管理する橋梁を除く橋長2m以上の直轄橋梁のうち、「橋梁定期点検要領(案)」(平成16年3月、道路局国道・防災課)または、「橋梁点検要領(案)」(昭和63年7月、土木研究所)による定期点検済みの橋梁を対象。
2. 部材内の判定区分のうち、下表の最も上の判定のものを当該橋梁の判定区分として集計。  
橋脚は、柱部・壁部、梁部、隅角部・接合部の判定区分のうち、最も悪い判定のものを、橋台は胸壁、豎壁、翼壁の判定区分のうち、最も悪い判定のものを当該部材の判定区分として集計。

対策判定区分	判定の内容
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
A	補修を行う必要がない。

3. 上下線が分離している橋梁は、上り線、下り線でそれぞれ1橋として集計。

(2) 道路橋の総合評価指標

① 管理機関別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	780	3,944	15,503	20,227	78.4
東北	81	590	2,063	2,734	76.8
関東	63	407	2,141	2,611	81.8
北陸	27	244	1,357	1,628	82.0
中部	73	357	2,800	3,230	84.9
近畿	168	696	1,862	2,726	73.3
中国	117	624	2,118	2,859	77.6
四国	70	453	1,394	1,917	76.5
九州	181	573	1,768	2,522	74.1

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	1,500	1,923	16,804	20,227	77.9
東北	319	293	2,122	2,734	73.8
関東	190	218	2,203	2,611	78.5
北陸	66	91	1,471	1,628	83.1
中部	128	240	2,862	3,230	82.2
近畿	268	329	2,129	2,726	74.4
中国	182	332	2,345	2,859	77.9
四国	192	159	1,566	1,917	75.7
九州	155	261	2,106	2,522	78.1

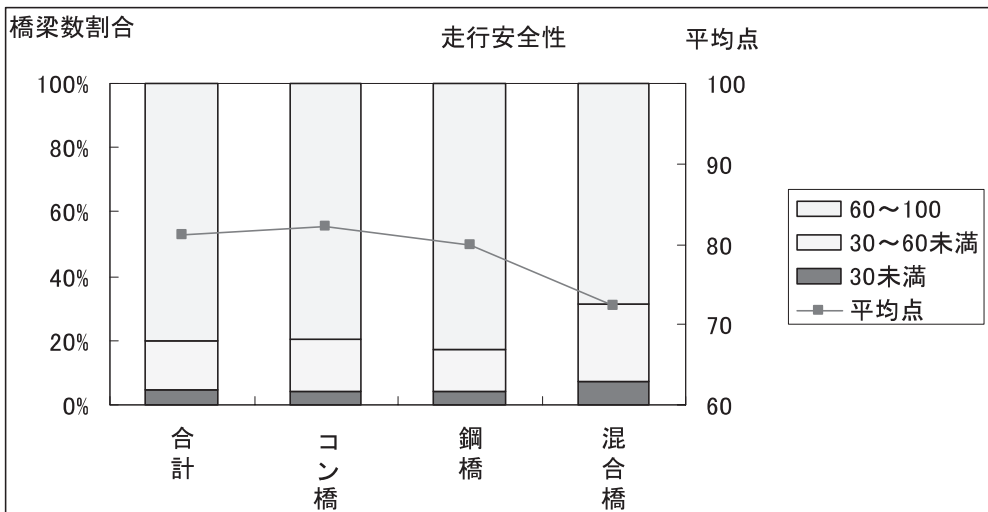
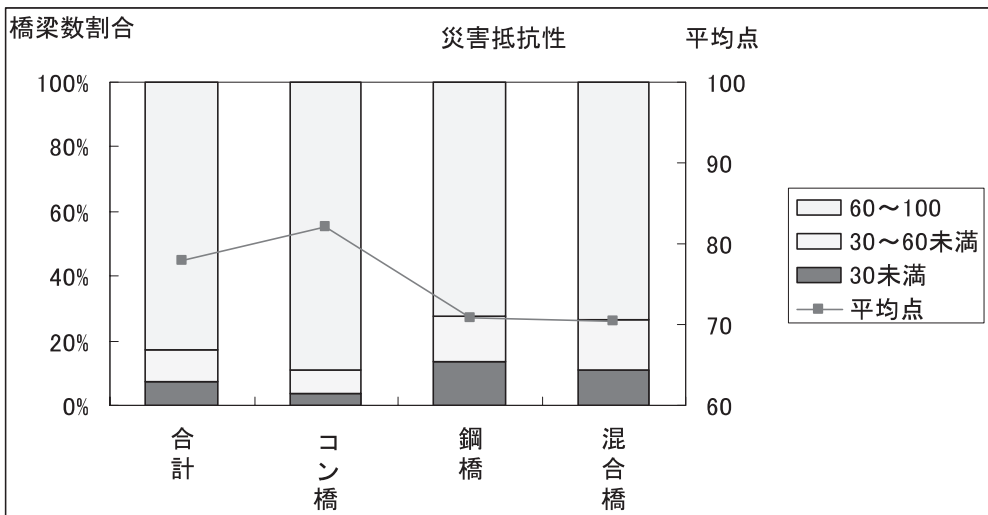
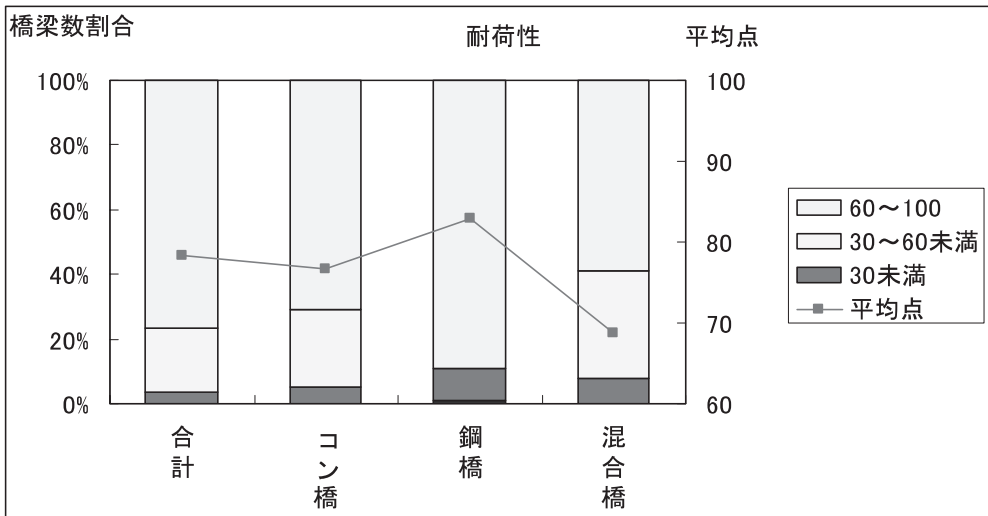
3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
全地整	899	3,068	16,260	20,227	81.1
東北	180	487	2,067	2,734	76.0
関東	101	316	2,194	2,611	82.2
北陸	28	171	1,429	1,628	87.2
中部	98	463	2,669	3,230	82.4
近畿	130	483	2,113	2,726	79.5
中国	78	423	2,358	2,859	83.0
四国	72	236	1,609	1,917	84.4
九州	212	489	1,821	2,522	76.9

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第 488 号「平成 19 年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

② 上部工使用材料別



出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第488号「平成19年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。

1. 耐荷性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	780	3,944	15,474	20,198	78.4
コン橋	631	3,024	8,987	12,642	76.6
鋼橋	88	665	6,034	6,787	82.9
混合橋	61	255	453	769	68.7

2. 災害抵抗性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	1,500	1,923	16,775	20,198	77.9
コン橋	484	872	11,286	12,642	82.1
鋼橋	932	931	4,924	6,787	70.8
混合橋	84	120	565	769	70.4

3. 走行安全性 (橋)

	30未満	30～60未満	60～100	合計	平均点
合計	899	3,068	16,231	20,198	81.1
コン橋	555	2,015	10,072	12,642	82.2
鋼橋	288	869	5,630	6,787	80.0
混合橋	56	184	529	769	72.3

出典：橋梁定期点検結果をもとに、国土技術政策総合研究所にて算出。

算出方法は、国総研資料第 488 号「平成 19 年度道路構造物に関する基本データ集」の付録参照。